

# 定 款

株式会社 AKIBA ホールディングス

# 株式会社 AKIBA ホールディングス 定 款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社 AKIBA ホールディングスと称し、英文では AKIBA Holdings Co., Ltd. と表する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）その他の法人等（外国における法人等に相当するものを含む。）の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理すること、並びに事業運営に必要な業務の一部を当該会社より受託することを目的とする。

1. 次の物品（製品・半製品・部品及び付属品）の企画、開発、生産、製造・加工、販売並びに輸出入業
  - イ. 電子部品、電子機器及び半導体
  - ロ. コンピュータ、コンピュータ関連機器、通信機器及び電気機器
  - ハ. 建設機器、工作機器、輸送機器、事務機器、民生用機器及びその他一般機械器具
  - ニ. 計測器、医療機器及びその他精密機器
  - ホ. 自動車、自転車等車輌、船舶及び住宅機器
  - ヘ. 鉄鋼・非鉄金属・金属製品、木材・木製品、土石・窯業製品、繊維製品、紙・紙製品、化学製品、石油製品、ゴム製品
  - ト. スポーツ用品、健康機器、介護用品、電子玩具、楽器、日用品雑貨、貴金属製品
  - チ. 出版物、印刷物、ビデオソフト、その他オーディオ・ビジュアルに関する製品
2. 前号に係る修理・保守、賃貸借、仲介・保管管理、廃棄・再生処理並びにそれらの請負業
3. 宝石、美術品、骨董品の販売及び輸出入並びに古物売買業
4. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、各種システム・エンジニアリング  
その他ソフトウェアの取得、企画・開発、保守・賃貸及び販売業
5. 金銭の貸付、有価証券の売買、債務の保証及び委託代理業
6. 運送及びそれらの代理業並びに倉庫業
7. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業

8. 観光、健康、医療、福祉、スポーツ、娯楽の各施設、旅館、ホテル及び飲食店の経営並びに旅行代理業
9. 生命保険、損害保険、医療保険・介護保険の代理業並びに募集に関する業務
10. 総合リース業
11. 人材紹介業務
12. 人材教育、訓練、育成業務
13. 労働者派遣業
14. 営業コンサルティング業務
15. 営業アウトソーシング業務
16. 経営および投資コンサルティング業務
17. M&A（企業の提携・合併・買収）の仲介及びコンサルティング業務
18. コンピューター技術の研究、開発
19. コンピューター機器に関する教育、指導
20. コンピューター機器による情報処理サービス業
21. インターネット、電話回線等の通信回線を利用した、コンピューターハードウェア  
又はソフトウェア、あるいはこれらに関連する技術等に関する各種情報提供サービス業
22. データセンター機能提供、ネットワーク運用、システムインテグレーション等の  
ラットフォーム事業
23. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権その他の無体財産権、シス  
テムエンジニアリング、ソフトウェア並びにノウハウの取得、売買、レンタル及びそれらの仲介業
24. 古物品の仕入、レンタル、リース又は販売
25. 企業に関する投資、金銭の貸付、合併、買収、及び売却に関するコンサルティ  
ング
26. イベントの企画及び広告業
27. アーティスト、芸能タレント、ディレクター、デザイナー、音楽家、モデル、脚本  
家、演出家、カメラマン等の育成及びマネージメント
28. 演劇、音楽、芸能作品の制作、企画
29. 音楽、芸能、スポーツに関するイベントの企画、制作、運営及び興行
30. 音楽、芸能に関する教室の経営

31. 音楽 CD、映像ソフト、マルチメディアソフト、出版、印刷物、文具、玩具等の企画、開発、販売
32. 映像、漫画、各種ゲーム、音楽に関する著作権の取得、管理、譲渡、貸与、開発
33. ゲームソフトの企画、制作、販売、翻訳及び輸出入
34. オンラインゲームの企画、制作、運営
35. コンピューターグラフィックス、アニメーション及びイラストレーション等の映像コンテンツの企画、制作及び販売に関する業務
36. アニメーション映画、ビデオテープ・DVD の企画、制作、販売並びに輸出入
37. 映画、音楽、アニメ、ゲーム等のコンテンツに対する投資業
38. ニューメディアに関するシステム開発及び販売
39. ホームページ、雑誌等のイラストのデザイン、企画、制作
40. 各種イベントの企画、運営
41. レコーディングスタジオの運営及び楽器のレンタル
42. コンピューターソフトウェアの企画、開発、販売
43. 音楽著作権の管理
44. 音楽著作物の利用の開発
45. 飲食店（カフェ、レストラン）の経営
46. キャラクター商品の企画、制作、販売
47. 電気通信工事
48. 電気工事の設計、施工、メンテナンス
49. 電気通信事業法による電気通信事業及び代理店業務
50. コンテンツプロバイダー事業
51. インターネットプロバイダー事業
52. 決済代行業務
53. コールセンター事業
54. ホテル、旅館、レジャー施設等の事業開発、運営及びコンサルティング
55. ペット用ホテル及び訓練所の事業開発、運営及びコンサルティング
56. ペット用品及びペット関連商品の企画、製造、販売及び輸出入
57. ペットトリミングサロンの事業開発、運営及びコンサルティング
58. ペットの飼育及び訓練に関する教室、セミナー及び講習会の企画及び開催
59. レストラン、居酒屋等の飲食店の事業開発、運営及びコンサルティング
60. 株式、有価証券、商品先物等の金融商品の投資及び運用コンサルティング
61. 前各号に係るコンサルティング業
62. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、27,328,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定

める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### (招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### (招集権者および議長)

第14条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### (株主総会参考書類等の電子提供措置)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### (員数)

第18条 当会社の取締役は9名以内とする。

### (取締役の選任方法)

**第19条** 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

**(任期)**

**第20条** 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

**(代表取締役および役付取締役)**

**第21条** 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

**(取締役会の招集権者および議長)**

**第22条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

**(取締役会の招集通知)**

**第23条** 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

**(取締役会の決議の省略)**

**第24条** 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

**(報酬等)**

**第25条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

**(取締役の責任免除)**

**第26条** 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規

定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### (員数)

第27条 当会社の監査役は4名以内とする。

### (監査役の選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### (任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時を超えることができないものとする。

### (常勤監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の一週間前までに発する。ただし緊

急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役が定める監査役会規程による。

### (報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### (監査役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人の責任

#### (会計監査人の責任限定契約)

第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

#### (事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

#### (剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

#### (中間配当)

第38条 当会社は、取締役会決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

#### (配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。